

議第 35 号

## 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下水道事業会計の経営改善のため、不採算となっている小規模処理区を集合処理施設から個別処理施設へ事業転換することに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

# 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成16年下呂市条例第141号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 600 499 658">施設の名称</th> <th data-bbox="499 600 751 658">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 658 499 898">宮田水処理センターの項～奥田洞水処理センターの項（略）</td> <td data-bbox="499 658 751 898"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 898 499 1016">羽根水処理センターの項～北地区処理場の項（略）</td> <td data-bbox="499 898 751 1016"></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	位置	宮田水処理センターの項～奥田洞水処理センターの項（略）		羽根水処理センターの項～北地区処理場の項（略）		<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="845 600 1152 658">施設の名称</th> <th data-bbox="1152 600 1404 658">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="845 658 1152 777">宮田水処理センターの項～奥田洞水処理センターの項（略）</td> <td data-bbox="1152 658 1404 777"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 777 1152 896"><u>和田地区小規模集合排水処理施設</u></td> <td data-bbox="1152 777 1404 896"><u>下呂市萩原町尾崎3033番地</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 896 1152 1014">羽根水処理センターの項～北地区処理場の項（略）</td> <td data-bbox="1152 896 1404 1014"></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	位置	宮田水処理センターの項～奥田洞水処理センターの項（略）		<u>和田地区小規模集合排水処理施設</u>	<u>下呂市萩原町尾崎3033番地</u>	羽根水処理センターの項～北地区処理場の項（略）	
施設の名称	位置														
宮田水処理センターの項～奥田洞水処理センターの項（略）															
羽根水処理センターの項～北地区処理場の項（略）															
施設の名称	位置														
宮田水処理センターの項～奥田洞水処理センターの項（略）															
<u>和田地区小規模集合排水処理施設</u>	<u>下呂市萩原町尾崎3033番地</u>														
羽根水処理センターの項～北地区処理場の項（略）															

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下水道事業会計の経営改善のため、不採算となっている小規模処理区を集合処理施設から個別処理施設へ事業転換することに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 和田地区小規模集合排水処理施設を削除します。

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

